

★ 広島県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第五十号）（財政課）

一 改正の要旨

民法の一部が改正され、時効に係る規定が整理されたことに伴い、用語の整理を行うなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月六日